

別表七の二付表五の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条第1項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額（以下「個別損金額」といいます。）を計算する場合で法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当しない場合（平成31年改正前の措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の102の3第1項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含みます。）若しくは法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合又は平成25年改正前の法（以下「平成25年旧法」といいます。）第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成25年旧震災特例法」といいます。）第25条第1項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により個別損金額を計算する場合で平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当しない場合に限り）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載します。
- 2 「適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七の二付表一の「9の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。
- 3 「適用年度終了の時ににおける連結個別資本金等の額6」には、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限り）の規定の適用を受ける場合についてのみ記載します。
- 4 「個別所得金額9」は、次により記載します。
 - (1) 平成25年4月1日以後に法第59条第2項に規定する事実が生じた場合、同日以後に平成31年旧措置法第68条の102の3第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第25条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合には「計4」の金額が別表四の二付表「46の①」の金額以上である連結事業年度又は法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が法第81条の9第8項各号（連結欠損金の繰越し）に定める各連結事業年度に該当する連結事業年度にあつては「又は（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（別表四の二付表「46の①」）－(4)×0.5」を消し、その他の連結事業年度にあつては「（別表四の二付表「46の①」）－(7)又は」を消します。
 - (2) 平成25年4月1日前に平成25年旧法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に平成25年旧震災特例法第25条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた連結法人について同日以後に震災特例法第25条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合を除きます。）には、「又は（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（別表四の二付表「46の①」）－(4)×0.5」を消します。
 - (3) 連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限り）の規定の適用を受ける場合には、「又は（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（別表四の二付表「46の①」）－(4)×0.5」を消します。この場合において、別表十の二(三)「20」に金額の記載があるときは、当該金額を含めて記載します。
- 5 「当期控除額10」は、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限り）の規定の適用を受ける場合には、「(4)」を消します。